

2021年3月19日

プレスリリース



福島銀行

「印鑑レス」取扱の追加と預金規定の改定について

福島銀行（取締役社長 加藤 容啓）は、お客さまの利便性向上をはかるため、2月8日（月）より開始した「印鑑レス」取扱（残高5万円以下の対象預金口座の解約）に加え、新たに下記の対象取扱を追加するとともに、関連する預金規定を下記のとおり改定いたしますので、お知らせします。

改定後の規定は、本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 取扱開始・預金規定改定日

2021年3月22日（月）より

2. 対象顧客

個人および個人事業主のお客さま

3. 対象取扱

- (1) 窓口での1万円以下の払戻し
- (2) 諸届手続（紛失、再発行、発見、変更のお届出）
- (3) 連動出金取引および口座振替取引
 - * 口座振替は、口座振替依頼書に基づき銀行が受取る手数料に限りません。
- (4) 個人インターネットバンキング解約手続
- (5) 預金口座振替停止・解約手続
- (6) 相続預金払戻手続
 - * 簡易手続に限りません。

4. お手続に必要な書類

- お通帳
- キャッシュカード
- 本人確認書類
顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）。
顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合には、窓口にご相談ください。

5. お取扱店

いつでもどこでも支店を除く全営業店

6. 預金規定改定内容

- (1) 改定する預金規定
 - 普通預金等共通規定
 - 定期性預金共通規定
- (2) 改定内容

<改定例：普通預金等共通規定>

改定後	改定前
<p>4. 印鑑照合</p> <p>この通帳等、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻し<u>または諸届出</u>の権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し<u>または諸届は有効とします。</u></p> <p><u>届出印による押印がない場合においても、払戻請求書、諸届その他の書類が、預金者本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより、相当の注意をもって確認し、預金者本人による請求または届出に相違ないものと認めてお取扱いをしたときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第5条により補てんを請求することができます。</p>	<p>4. 印鑑照合</p> <p>この通帳等、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第5条により補てんを請求することができます。</p>

*新しい普通預金等共通規定はこちらです。

以 上